

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田 敬子

- 1 日時  
令和2年7月2日（木曜日）  
午前10時0分開会、午後0時3分散会
- 2 場所  
第2委員会室
- 3 出席委員  
吉田敬子委員長、白澤勉副委員長、関根敏伸委員、五日市王委員、佐藤ケイ子委員、  
佐々木茂光委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員、山下正勝委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
阿部担当書記、千葉担当書記、尾形併任書記、三熊併任書記、鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者  
佐藤農林水産部長、石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長、  
伊藤技監兼農村整備担当技監、大畑副部長兼農林水産企画室長、  
藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、橋本林務担当技監、阿部漁港担当技監、  
鈴木農林水産企画室企画課長、安齊農林水産企画室管理課長、  
中村農業振興課総括課長、小原農業普及技術課総括課長、  
高橋農業普及技術課農業革新支援課長、千葉農村建設課総括課長、  
米谷畜産課総括課長、長谷川畜産課振興・衛生課長、  
高橋林業振興課総括課長、工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長、  
及川森林整備課整備課長、工藤水産振興課漁業調整課長、菊池競馬改革推進室長、  
竹澤競馬改革推進監、佐藤県産米戦略監
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案の審査  
議案第5号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中  
他の委員会の付託分以外
  - (2) その他  
次回及び次々回の委員会運営について
- 9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第5号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、商工建設委員会に付託された別表第7の改正を除く部分を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます

○長谷川振興・衛生課長 議案第5号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案につきまして御説明させていただきます。

議案（その1）の7ページをお開き願います。なお、条例案の内容については、お手元に配付している岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の説明資料により説明いたします。

1の改正の趣旨ですが、家畜伝染病予防法の一部改正により、家畜伝染病に該当する伝染性疾患の名称が改められたことから、規定を改めようとするものであります。

2の条例案の内容ですが、家畜検査手数料のうち、(1)、牛に係る二つの項目について、「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に、その下の家畜注射手数料のうち、(2)、豚に係る一つの項目について、「豚コレラ」を「豚熱」に、それぞれ名称を改めようとするものです。なお、手数料の額の変更はありません。

3の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高田一郎委員 家畜伝染病予防法の一部改正によって、伝染性疾患の名称変更という1点の条例改正であります。しかし、今回の家畜伝染病予防法の一部改正の背景というのは、やはり豚熱の発生予防と蔓延防止です。そして、アフリカ豚熱の侵入防止を徹底する必要があるということで、それぞれ家畜所有者、国、地方自治体の役割を明記して、さまざまな対策をとるといことが背景にあると思っております。

そこで、何点かお伺いしたいと思います。今回国や都道府県の役割もかなり強化されたと受けとめています。とりわけ県の役割、責任というのは具体的にどうなるのか。あわせて、家畜所有者についても、この家畜伝染病予防法を読むと、第一義的な責任があると受け取れる中身になっていますが、今回の一部改正に伴って県の役割がどうなったのか、家畜所有者の責任がどうなるのか、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 まず、県の役割についての御質問です。今般の家畜伝染病予防法の改正につきまして、国、県、市町村、飼養者等の役割を明確化するというのが今回の改正の目的でもありました。その中で県の役割ですが、国が大きな方針を定めまして飼養衛生管理に係る計画等を策定します。その計画に基づきまして、県においても、各都道府県によって状況が異なりますので、県に応じた家畜の管理に係る計画をつくりまして、それに基づいて飼養者の方々に対して指導なり、また支援なりをさせていただくことにな

ります。

また、飼養者に係る新たな責任、義務等ですが、これにつきましては大きなところで、各農場において、これまでは所有者が家畜の衛生管理を行うということだったのですが、農場において飼養管理の責任者というものを選任していただきまして、その方に、例えば大きな伝染性疾病があったときに直接国から連絡がとれるような方策をとっていただく、その責任者のもとにおいて飼養管理を徹底していただくということで整備されたと聞いております。

○高田一郎委員 わかりました。今回の一部改正によって、主要衛生管理基準がいろいろ見直されたわけですが、これまでも県の豚熱対策ということで防護策の設置について、岩手県は他県と比べてかなり早い対応をして、防護柵の設置に対する支援もやってきました。これは、今どういう状況になっているのでしょうか。全ての農場でそういう対応がされているのかどうか伺います。

もう一つは、衛生管理基準を見ますと野生動物侵入防止対策ということで、農場周辺における柵の設置だけではなくて、防鳥ネットの設置とか、あるいは人、車両等の出入り口対策ということで、農場出入り口に動力噴霧器及びコンクリート板を設置するとか、車両からの伝播防止ということで、かなり防除対策を徹底して、家畜所有者の新たな負担も求められるのではないかと思います。

本来これを防止するためには、やはり水際対策が非常に大事なのですが、一方では家畜所有者にかなりの負担を求める、そういう衛生管理基準になっているのではないかと思います。これらに対する国や県の支援がどのようになっているのか、そのことについても伺います。

○米谷畜産課総括課長 防護柵の設置状況について説明します。防護柵の設置状況ですが、昨年度事業を立ち上げたときには県内に136の農場がありました。その136の農場のうち、いろいろな事情で経営を中止するという農家がありまして、柵を設置する農場は、123の農場でありました。その中でも、国あるいは県の事業を使う農場と、自己資金で対応するという農場がありまして、現在は95の農場で柵を設置済みです。

残りにつきましては、諸般の事情、例えば今回全国的に柵を設置するということが始まりましたので、資材等がなかなか調達できなかったとか、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で資材がなかなか外国から来なかったとか、そういった事情で柵の設置がおくれているところがありますけれども、この秋までには全部の農場で柵の設置が終わることになっています。

○長谷川振興・衛生課長 後段の新たな負担に対する県の支援というところですが、第一義的に家畜は各飼養者の方々の財産ということで、まずは自分の財産を守るという観点から、農場において整備をしていただきたいというところ です。

ただし、確かに負担というところがあります。今回の飼養衛生管理基準の改正に当たって、国でも何らかの支援を講ずるという新聞報道もありますので、そちらのほうの情報を

入手しながら何か支援できるところはないかというところは検討してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 防護柵については、新型コロナウイルス感染症の関係でおくれているけれども、全ての農場で今年の秋までに見通しがつくということで、大変よかったと思います。さらなる対応については、やはり農家の負担も大変なのかと思っておりますので、国の動向をしっかりと把握しながら、家畜所有者の声もよく聞きながら、大きな負担にならないような丁寧な支援をしていただきたいと思います。

それで、もう一つお伺いしたいのは、飼養衛生管理基準の中で県が勧告・命令できるか、かなり権限が強化されたのではないかと思うのですが、一つ気になったことは、この改正の概要、条例の法律の中にまん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令ができるよう措置するという文言があります。これ、指導・助言を経ないで勧告・命令ができるというのは、例えば具体的にどういったケースのときにこういう強制的な命令・勧告ができるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 御指摘のとおり、今般の飼養衛生管理基準の改正の中において、指導や助言を経ずにいきなり勧告・命令ができるというところがありますが、これにつきましては、日ごろから我々家畜保健衛生所が農場に立ち入りをして、飼養衛生の状況等確認はさせていただいておりますけれども、本来であればきちんと家畜の衛生管理をしていたところ、衛生管理について理解せずに家畜の管理が不適切なことを行われている場合、仮に何らかの伝染性疾病が発生したときには、そこを起点に病気が蔓延するということが考えられますので、かなりそういう極端なケースのときにいきなり勧告・命令ということになろうかと考えております。

○高田一郎委員 わかりました。極めて例外的だということだと思います。

それで、今回の家畜伝染病予防法の改正によって、県の役割もかなり大きくなったと思います。そこで、やはり獣医師の役割というのかなり大きくなったのではないかと思います。この間、議会でも獣医師が非常に不足しているという議論もありました。それで、県のお考えと、現在獣医師がどの程度いるのか、そして不足数がどうなっているのか、その現状と対策についてお伺いしたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 まず、獣医師の役割ですが、県の段階での獣医師の役割、これは家畜衛生に関しましては家畜保健衛生所の職員がその職務に当たってまして、特に大きな役割等の変化はないと考えております。国におきましては、水際対策ということで、各空港や港で、家畜防疫官という国の職員が配置されています。その家畜防疫官の権限につきましては、今回のこの改正でかなり強化されたと聞いております。

それで、今現在の県の獣医師の職員数ですが、これは家畜保健衛生所の職員と、あと衛生サイド、食肉衛生検査所等や任期付職員を含めて123名の職員が配置されております。県では必要人数として132名の人員が必要と考えておりますので、現時点では9名ほど不

足していると認識しております。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から主要な農作物の生育状況と今後の技術対策についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○小原農業普及技術課総括課長 お手元に配付しております主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について説明します。

まず、1の(1)、これまでの気象経過についてであります。気温と日照時間は、5月第4、第5半旬が低温で日照時間も少なく経過しましたが、その後6月第3半旬までは平年を大きく上回り、その後はおおむね平年並みの気温で推移しております。これは、県内各地とも同様な傾向になっております。なお、気象台の発表によりますと、6月14日頃に梅雨入りしたと見られます。

(2)の7月からの3カ月予報ですが、気温は高く、降水量はほぼ平年並みの見込みと発表されております。

次に、2の生育状況と技術対策です。まず、水稻についてです。6月24日現在の県内の水稻生育診断圃の生育状況では、草丈、莖数、葉数は平年を上回る状況で、県内各地域とも必要な生育量を確保し、生育は順調ということです。

今後の技術対策ですけれども、7月中旬から下旬の穂や花粉が作られる時期、いわゆる幼穂形成期ですが、ここに低温が予想される場合については、深水管理を行うほか、圃場をよく観察し、葉いもちの発生が確認された場合は速やかに薬剤散布を行うこととし、カメムシ類による被害を防ぐため畦畔等の草刈りを地域一斉に行うよう指導しているところです。なお、このことにつきましては、あす7月3日に全県を対象といたしました稲作技術対策会議において関係機関で共有、確認することとしております。

次に、2ページに進みまして、(2)の麦・大豆であります。小麦の生育、登熟は平年並みで、刈り取りは例年どおりの6月下旬から県中南部を皮切りにスタートしております。また、大豆は天候にも恵まれまして、適期である6月中旬までに播種が終了し、その後の

出芽ぞろいもおおむね良好で、順調に生育しております。

技術対策としては、小麦は天候を見ながら、とにかく刈り取りを急ぐとともに、適正な乾燥、調製を実施すること。大豆にあつては、除草と倒伏防止を兼ねました中耕、培土の実施を指導しております。

次に、園芸分野の野菜ですが、トマトなどの施設果菜類、キュウリやピーマンなどの露地果菜類、ネギ、キャベツや雨よけハウレンソウ等の葉菜類も良好に生育しております。なお、6月5日及び15日に一関市などにおいてひょう害があったことから、病虫害防除のための殺菌剤の散布や、生育回復のための液肥の散布など、事後対策の指導を実施しております。

今後の技術対策としては、梅雨の長雨に備えまして排水対策を再確認するとともに、生育に応じた肥培管理による草勢の維持を呼びかけております。

次に、果樹ですが、リンゴ品種ふじの県平均の満開日は平年よりも2日早い5月8日頃となり、結実率は平年並みでした。また、5月末以降の好天により、果実肥大は例年よりもやや進んでおります。ブドウは、5月末以降の高温により、平年より5日ほど開花が早まり、県央部のキャンベル・アーリーにつきましては、6月11日頃に満開となりました。生育はおおむね順調です。

今後の技術対策としては、6月5日及び15日に一関市などの一部のリンゴ園で発生しましたひょう害については、摘果の際、良好な果実を残すなどの事後対策の指導を行っております。また、リンゴは、被害のない地域においては仕上げ摘果の作業を進め、早期に適正な着果量とすること。ブドウは、結実の状況に応じ、適切に房の数や大きさを制限するよう指導しているところであります。

最後に花卉ですが、リンドウの生育は順調で、リンドウの極早生品種いわて夢あおい、これは県南部において6月上旬より出荷が開始されました。小菊は、お盆向けの8月咲き品種及び彼岸向けの9月咲き品種ともに生育は順調です。

長雨や集中豪雨に備えて、排水対策を徹底するよう指導しています。

なお、野菜、果樹、花卉の園芸全般にわたり、県の病虫害発生予察情報に基づき、適切に防除を行うようあわせて指導してまいります。

**○高橋林業振興課総括課長** 令和3年度以降のいわての森林づくり県民税の素案について御説明いたします。

1枚目、A4の資料をごらんください。1の県民税の概要ですが、いわての森林づくり県民税は、平成18年度に創設され、5年間で1期とし、公益上重要な森林の整備や森林づくり活動、森林環境学習への支援などを行ってきており、令和2年度が第3期の最終年度となっております。これまで管理が行き届いていない公益上重要な森林の整備や、地域住民等が県内各地で取り組む森林づくりへの活動などへの支援を行ってまいりました。

2の素案検討の経緯ですが、これまでの県民アンケートや県民懇談会での意見、3月にいわての森林づくり県民税事業評価委員会からいただいた用途を拡大する必要があるとの

提言を踏まえ、令和3年度以降の取り組みにつきまして素案を作成し、6月23日に公表を行いました。また、県民の皆様からの意見の取りまとめの方法は、(1)から(4)のような方法で行ってまいりました。

3の素案の概要ですが、令和3年度以降もいわての森林づくり県民税の制度を継続しまして、森林、林業を取り巻く情勢の変化に対応した施策の充実を図っていきたいと考えております。

中ほどの表ですが、現行と令和3年度以降の取り組みを比較しております。課税期間は5年間とし、課税負担額は現行制度と同額と考えております。令和3年度以降の取り組みの内容につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

次に、2ページのA3の資料をごらんいただきたいと思っております。いわての森林づくり県民税のこれまでの推移と素案の方向性につきまして整理した資料です。いわての森林づくり県民税事業は、第1期の上から3段目のところですが、黒いひしマークがついております。いわて環境の森整備事業、この事業が中心となっており、手入れの行き届いていない公益上重要な針葉樹の人工林を将来公益的機能が高い広葉樹が入り交じった針広混交林に誘導する混交林誘導伐、この施業に対しまして補助を行っております。

第2期には、松くい虫被害木の除去を追加、これは一番下の欄に第2期に向けたポイントとあります。その3行目、松くい虫被害の増加に対応とありますが、これを受けて第2期で追加したものです。

第3期には、同様にアカマツ林の広葉樹林化、ナラ林健全化促進、環境を保全する植栽をそれぞれ追加してまいりました。

このように、情勢の変化に対応した取り組みを展開してまいりましたが、今般、一番右側の令和3年度以降の素案のとおり、さらなる拡充、新規の取り組みを追加しようとするものであります。

いわて環境の森整備事業の整備目標と実績について御説明いたします。各期ごとに7,500ヘクタールから8,000ヘクタールの整備目標を設定し、これまで実施してまいりました。右端の点線の箱囲みに整備実績についてとありますが、こちらに記載しましたとおり、平成30年度までに1万6,000ヘクタールほどを整備してきておりますが、棒グラフのとおり、平成23年度以降整備面積が減少してきております。これは、グラフの上側に復興工事が本格化とありますが、震災の後は復興業務に林業の担い手が従事する必要性が生じたこと、またその右下に主伐の増加とありますが、近年林業事業体では伐期を迎えた人工林の伐採を進めておまして、いわての森林づくり県民税による間伐が進まず、基金残高が増加しているものです。なお、現在の基金残高約22億5,000万円につきましては、第3期までに実施できなかった公益上重要かつ緊急に整備が必要な森林、右端のほうに5年間で3,000ヘクタールとありますが、こちらの整備に活用し、新たな税収は新規拡充事業に活用していく予定としております。

次に、3ページをごらんください。令和3年度以降のいわての森林づくり県民税の素案

の構成とその内容をまとめた資料となっております。左の欄の第2、いわての森林づくり県民税を活用した取組の実績と課題におきましては、1の税込等の推移では基金残高について御説明しております。

2の取組の実績と課題におきましては、現在の第3期の実績と、それを踏まえた事業の課題について記載をしております。

第3の森林・林業を取り巻く情勢の変化では、(1)、社会情勢の変化といたしまして、山村の高齢化や人口減少による森林管理の担い手確保の問題などを記載しております。

(2)の森林を取り巻く情勢では、森林資源は本格的な利用期へと記載しておりますが、これは近年の木材需要の高まりにより主伐が増加しており、伐採跡地への植栽、再造林の必要性が生じているということを述べております。

(3)の国の施策の変化では、令和元年度から開始されている森林経営管理制度につきまして、またこの経費に充当するための新たな森林環境税につきまして触れております。

(4)、(5)の国民、県民の意識や意向では、今年の2月に当課で行いました県民アンケートで、約84%の県民の皆様からいわての森林づくり県民税の継続に賛成との回答をいただいていることを記載しております。

右へ移りまして、第4ですが、第2、第3に掲げました課題や情勢変化を踏まえ、この3月にいわての森林づくり県民税事業評価委員会から、使途の拡大が必要との提言を受けたものです。

右端の欄です。第5、令和3年度以降のいわての森林づくり県民税の制度と取組ですが、事業評価委員会の提言に沿いまして、新規、拡充事業のイメージを具体化しております。丸印が拡充、二重丸印が新規の事業となっております。イでは公益上重要な伐採跡地への植栽、再造林に係る支援の拡大、また花粉症の対策となる花粉の少ないスギ苗等の供給、鹿等によります食害防止柵の設置、エにおきましては台風災害などからの速やかな倒木の除去等、オではアからエの事業実施に必要な森林の作業道、砂利敷きの3メートルほどの狭い道路ではありますが、作業道の整備につきまして新たに組みたいと考えております。

次の森林との共生では、イでは木育など県産木材を身近に感じることができる取り組みの支援、ウでは森林公園に遊具や歩道を整備し、森林環境教育の拠点機能を強化、エでは令和5年に開催を予定しております全国植樹祭を契機といたしました情報発信の強化のほか、オの地域の森林づくりをコーディネートする人材の育成に新たに組み込む予定としております。

以上が令和3年度以降のいわての森林づくり県民税（素案）の内容となります。

お手数ですが、資料の1枚目、A4の資料に戻させていただきます。3につきましては、今御説明したとおりです。

下段4の今後のスケジュールをごらんください。今後パブリックコメント、地域説明会等を行いまして、11月には最終案を作成し、県議会12月定例会におきましていわての森

林づくり県民税条例の改正案を提出したいと考えております。以上で説明を終わります。

○吉田敬子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐藤ケイ子委員 質疑時間が 20 分ということなので、スピーディーにお願いしたいと思います。

まず、いわての森林づくり県民税の素案の関係です。資料を拝見しましたが、そうするとさまざまな情報発信に取り組んできたものの、県民の認知度が 40%と低いということが出されておりました。それでも、この継続は 80%が賛成しているというので、すごくよい人たちだと思います。これまでの取り組みに県民の理解が得られていると捉えられるのかどうか、これは疑問だと思っております。広報の手法や、予算のかけ方の問題なのか、県民にとって本当に身近な課題になっているのかどうかという、そういう県民の意識の問題なのか、課題をどう捉えているのか、対応策をどうしようとしているのか、伺いたいと思います。

それから、今後の事業対象森林の確保が難しいということも書かれておりましたけれども、どうやってこの事業を継続、拡大していけるのか、その展望があるのでしょうかということです。

あともう一点は、再造林ということもよく議会の中で多くの議員が発言しているのですが、再造林についてもこのいわての森林づくり県民税を使ったほうがいいのではないかとありますが、伐採面積の約 4 割しか再造林されていないという状況の中で、再造林への誘導策はないのかということをお伺いしたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税の認知度に係る情報発信の課題と対策についての御質問です。

今年の 2 月、県民 2,000 人を対象に実施いたしましたアンケート調査によりますと、いわての森林づくり県民税の認知度は 40.3%と、目標の 70%には届いていない状況となっております。これを年代別で見ますと、60 代以上の方々の認知度は 50%台と比較的高くなっている一方で、20 代から 30 代の認知度が 10%台にとどまっておりまして、若い世代などこれまで関心が薄かった方々に向けた効果的な情報発信が課題になっているものと考えております。

このため、今年度は従来から実施しておりますテレビCMや県の広報紙等における周知回数の増加、このような施策に加え、新たに森林所有者向けに特化したいわての森林づくり県民税事業を周知するチラシの配布でありますとか、SNS等を活用しましてディスプレイに広告を出す新たな情報発信にも取り組むこととしております。

これらに加えまして、令和 3 年度以降のいわての森林づくり県民税の素案におきましては、これは今後県民の皆様初め県議会等の御意見を伺いながら成案としていくものであります。令和 5 年度に本県で開催予定の全国植樹祭や、これに関連いたします取り組みを通しまして、いわての森林づくり県民税等の情報発信を行うことを考えておりまして、幅広い世代の県民の方々に向けた広報を積極的に行いながら、県民の皆様の認知度が向上し

て、理解が増すように取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほどいわて環境の森整備事業の今後の展開について御質問がありました。先ほど申し上げましたとおり、これまでテレビCMや新聞広告等により森林所有者向けにいわての森林づくり県民税の制度を周知してまいりましたほか、林業事業体に対しましては事業候補地の把握等に活用する地図情報の提供などに取り組んでまいりまして、今年度は県内の森林組合を個別に訪問して事業実施を働きかけるなど、事業対象地の確保に努めているところです。

これらに加えまして、令和3年度以降のいわての森林づくり県民税の素案の中では、これも今後県民の皆様初め県議会の御意見を加えながら成案としていくものではありませんが、奥地化した事業対象地の整備が課題でありましたので、これが進むように、新たに公益上重要な森林の整備や管理のための作業道の整備、これを事業対象として拡充し、整備が一層進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長 再造林についての質問です。本県の再造林面積は着実に増加しているものの、いまだ人工林面積の約4割にとどまっているということですので、森林が有する公益的機能を十分にアップしていくためには、さらなる再造林の促進が重要と認識しているところです。

今般公表した令和3年度以降のいわての森林づくり県民税の素案は、県民の皆様を初め県議会等の御意見を伺いながら成案としていくものですが、この中では公益上重要で植栽によらなければ森林の再生を図ることが難しい箇所につきまして、環境重視の森づくりを目的とした植栽などに要する経費の支援を進めていきたいと考えているところです。こうした取り組みを進めることで、本県の再造林面積をさらに増加させまして、本県の森林が有する公益的機能が十分に発揮されるように取り組んでいきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。次に、森林セラピーというのがあるようでして、やはり森林は、心の病を抱えた方々もたくさんいるわけですが、そういう方々にとっても癒やしとか、いい空間を与えて、本当に心の病を抱えている人たちにはとてもよいとか、健康づくりにとっても非常によいというようなことが言われているようです。

それで、全国的にも森林セラピーの施設があるようですが、岩手県内では岩泉町と岩手町の2カ所が指定されているわけです。それが、本当は県内どこにでも森林があるので、そういったエリアというか、指定地域をどんどん拡大するような動きができないのかなと私は思うのです。各広域振興圏単位とかでも2カ所以上とか、各市町村で取り組みをお願いするなどできないのか、取り組み主体はどのようになればよいのか、経費補助とか、そういった誘導策はあるのかなのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

あともう一つ通告していますのは、家畜放牧規制ということについてです。先ほども家畜の伝染病の関係で、飼養衛生管理基準のさまざまな見直しが行われているということで、牛や豚などの放牧を禁止したり規制するというようなことも出されたようであります。そのような中で県内農家からも新聞にも声が出されておりました。農家は放牧が禁止された

らば経営が維持できない、大きな打撃であるという声を上げておりました。そういったこともあって、それは指定地域に限定されたということではありますが、こういう動きがあると本県の畜産にも影響が出てくるのではないかと考えていたところなのですが、その点についてどうなのか、お伺いします。

○**工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長** まず、森林セラピーについてですが、森林セラピーは、佐藤委員からお話がありましたとおり、医学的な証拠に裏づけをされました森林浴効果のことです。森林セラピーの森として認定を受けるためには、NPO法人森林セラピーソサエティに申請を行いまして、審査を受ける必要があります。また、取り組み主体となる認定申請者は、森林を含む関連施設等の適切な維持管理のため、市町村や民間企業、あるいは地域の団体等とされているところです。森林セラピーの認定に当たりましては、森林内を散策できる遊歩道設置などの基準を満たす必要があります。このような歩道等の整備につきましては国の農山漁村振興交付金の交付対象になっているところです。

また、国では、この森林セラピー等の健康に関するものや、観光、教育など多様な分野で森林空間を活用する森林サービス産業の展開に取り組んでおりまして、令和2年度からは関係団体を通じましてモデル地域を公募し、事業化に向けた取り組みを支援しているところです。

県では、こうした国の取り組みや関連事業について情報収集を行いまして、こうした森林サービス産業に取り組もうとする団体の方々に対しまして、支援策等の情報提供を行っていきたくと考えております。

○**長谷川振興・衛生課長** 飼養衛生管理基準に基づく放牧制限についてですが、当初国が示した飼養衛生管理基準、これは家畜の伝染性疾病を予防するために家畜の飼養者の方に守っていただく、そういう基準を定めたものですが、これの改正案では、農林水産大臣が豚熱や口蹄疫等の家畜伝染病の発生リスクが高まった地域を指定し、放牧場やパドック等における畜舎外での飼養を中止することとされていたものです。その後、改正案に対するパブリックコメント等で、放牧制限につながる畜舎外の飼養の中止に対して、事業の継続への不安や放牧飼養の形態を好む一般消費者等から反対する意見が多く寄せられました。このため、牛については放牧制限の指定を解除するとともに、豚については放牧場内への防鳥ネットの設置や避難用の簡易設備の確保により放牧可能とする内容に見直され、施行されました。

現在、指定地域には豚熱への発生リスクが高い地域として、豚熱ワクチンの接種を実施している24都府県のみが指定されていますが、本県を含む東北は指定されていないことから、本県畜産業への影響は現時点では生じておりません。

なお、本県で放牧養豚を行っている戸数、4戸と把握しておりますけれども、これにつきましては常に畜舎を確保していることから、仮に指定された場合にあっては影響はないものと考えております。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。森林セラピーのことなのですが、岩手県は今回の新型コロナウイルス感染症でもまだ感染者がゼロ人ということで、自然環境も非常にいいのだらうと全国からも注目される機会になっているのではないかと思います。岩手県に来ると本当に森林が多くて、みんなが親しめるエリアだということをPRできるよう、県内市町村にも広げられるような取り組みをお願いしたいと思います。

○佐々木茂光委員 私からは2点あります。今いわての森林づくり県民税、この件でちょっと1点お尋ねします。松枯れの対策ということなのですが、松くい虫の被害はいずれ伐採を進められるのでしょうか、実際ふえているのですか。

○及川整備課長 松くい虫の県内の被害についてですが、平成26年度ころから昨年度まで同程度で推移はしており、わずかながら減じております。令和元年度は2万8,000立方メートルの被害になっております。

○佐々木茂光委員 減っているということは、被害木の被害面積が少なくなっているということで、ほかにその影響が行っていないということですか。例えば岩手県の松くい虫が他県に行っているとか、松くい虫被害により松がなくなったのか、どのような状況なのか。例えば防疫というか、被害対策を講じたことによって減ったものなのか、自然的に減ったものなのか、わかれば教えてください。

○及川整備課長 これまで県南地域を中心に被害が蔓延しておりましたが、こちらの地域の被害が減じていることから、県全体の被害量が減っているものです。これは、存在しています松自体が松くい虫被害によって減じているのが一つの要因と考えております。

○佐々木茂光委員 その減少した原因というのはどこか調査されているのですか。

○及川整備課長 被害量の調査につきましては、市町村の協力を得まして、監視の中で被害木の発生状況を調査しまして、それから推察して被害量を出していることと、県のほうで巡視員がおりますので、そういった方々の調査によりまして被害量を推定しているものです。

減じている理由の補足をさせていただきますと、松くい虫の被害となるアカマツ林がそもそも減じてきているということがあります。駆除で減ったということではなくて、樹種転換等々で松林自体が減ってきていることから、その松くい虫の被害自体もそれに乗じて減少傾向にあるということです。

○佐々木茂光委員 そうすると、今でも監視員の方々が山をパトロールして、被害を受けている松を、そこは伐採まで持っていくのですが、今もそれは継続して進められているのですか。あともう一つは、伐採した後も今言うマツノザイセンチュウが飛んでいって、刺さり、見えたときにはもうすっかりやられてしまっているというように虫が動くことは聞いているのですが、伐採した後に植林をする作業まではしていないものなのですか。

○及川整備課長 現地機関に松くい虫防除監視員を配置しておりまして、今現在も活動は継続しております。防除事業で駆除した被害木につきましては、灌木的な伐採、駆除になるものですから、林分としてその後全てを植栽し直すと、改植といえますか、補植する

ということはありません。

○佐々木茂光委員 していないということですか。

○及川整備課長 はい。

○佐々木茂光委員 そのアカマツが少なくなってくるというのであれば、岩手県の県木としての位置づけもされているのでしょから、その辺はしっかりと山を守っていくという上でも、植林はしていったほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺の計画はないものですか。

○及川整備課長 アカマツにつきましては、本県の主要な樹種ということですので、県南地域におきましては、どうしてもアカマツ林を造成したいという場合は、抵抗性アカマツを開発しておりますので、そういった松を植栽することとしております。

あと、県内のアカマツの資源が県北地域のほうに多くありますので、いずれ県北地域のほうに被害が及ばないような対策を講じてまいりたいと考えております。

○佐々木茂光委員 遠野市周辺にまだ松枯れのままの地帯があります。私が盛岡市に来るようになって七、八年になるわけですが、まだそのままの状態です。例えばここは手をつけられないところで手がけていないのか、わからないでそのままになっているのか、宮守インターチェンジの手前です。盛岡市側から行くと右側の山、何かそのまま放置されているように見受けられます。ここにもいろいろ景観とか、そういうのも含まれたような対応になっていると思いますので、その辺もう少し目を通したらいいのではないかと思います。

○橋本林務担当技監 ただいまお話のありました釜石自動車道から見られる遠野市宮守付近の地域は、我々も気にしているところです。地元の森林組合の組合長などとお話をしているところでして、その中でもやはり、いわての森林づくり県民税での使途の拡大の中にも、そういった形で枯死経過木を駆除する事業をもう少し充実したほうがいいのではないかという話もありまして、今回の素案の中にはそのような内容も盛り込んでいるところです。いずれ全国植樹祭もありますので、それに向かって、枯死経過木の対応にはしっかり対応していきたいと考えております。

○佐々木茂光委員 よろしくお願ひしたいと思います。もう一点は、藻場の再生、それから磯焼けの対策ということなのですが、藻場が磯焼けて少なくなってきたと言われてしばらくになると思うのですが、それらの調査、それから対策というのを本気になって取り組んでいたのかというのが気になります。その辺の今の現状の取り組みというのはどのように進められていますか。実は一般質問でも聞いているので、答えられた分は除いてよいので、お願いします。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 藻場の再生、磯焼け現象があつて、それから藻場を再生しなければいけないというところですが、一番は磯焼け現象になるような状況というのは、やはり過去にもあつたわけですが、岩手県の海域の特性上、春先に親潮の冷たい水が接岸すると、そこはもう昆布の森に再生してきていたのです。ただ、東日本大震災津波以降、ウニをしばらくとらない時間があつて、それによってウニが大繁殖し

てしまったというのがまず一番大きな原因です。そのウニの繁殖とあわせて、冬場から春先に冷たい水が接岸する状況が少なくなった、いわゆる海がちょっと暖かくなったような状況がありまして、それがウニの活動を活発にして、藻場、あるいは生えてきた海藻を食べ尽くすという状況が顕著になっているというのが現在の現象です。これについては、県水産技術センターが調査を非常によくしてしまっていて、この原因についてはもうはっきりしているというところです。

その対策としては、まず第一義的には過剰なウニをとる、駆除するというようなところが大事ですので、現在県では美しい海環境保全対策事業というものを使いまして、漁業者や漁協が取り組むウニの駆除活動を支援しているところです。

○佐々木茂光委員 駆除は既に始めているということなのですが、実際の被害面積の数値的なものはつかんでいるのですか。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 数値的なところまではつかんでおりません。各漁協には聞き取りをしておりますので、地域、地域にそういうところがあるという定性的な情報はいただいています。全体的に申しますと、大船渡地域から釜石地域にそういう箇所が多いというところは伺っておりますので、現在県水産技術センターでドローンを使った藻場の昆布の生育状況とか、空中から調査できるような手法も活用できてきましたので、これによってある程度数量化しながら、藻場として造成すべき箇所を特定して、集中的にやっていくような体制をこれから組んでいきたいと考えております。

○佐々木茂光委員 これから被害とされる面積を調査して、数値をつかんで、対策を立てて打ち込んでいくという流れになるわけですか。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 はい。

○佐々木茂光委員 あとは、駆除の方法としては、私が聞いているところでは、浜の人たちや組合の人たちに手伝ってもらって、大きなウニは採捕する形になるのだけれども、海中の駆除する小さいウニは鉄筋みたいなものや籠とか何かで潰したりしているというのだけれども、そういう方法でやっているのですか。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 大量発生したウニの駆除の方法ですけれども、一つは各漁業者が従来どおり船の上からたも網でウニをとって、それを処分する、あるいは移植するという方法があります。もう一つは、ダイバーを使って潜水でとったものを移植したり、駆除するというような二つの方法がメインになっています。こういう方法で、地域、地域に一番大事だと思われる藻場、磯焼け状態のひどいところを集中的にやっていくような取り組みを現在進めているところです。

○佐々木茂光委員 私が思うのは、今沖物は不漁で、非常に大変な状況です。やはりそうなってくると地先のものをいかにしっかりしたものにしていくかということが、逆に今から取り組んでいかなければ、もう本当に戻せない状態になっていくのではないかと心配があります。

今県の取り組みを見ていると、要は量的なものもつかみかねている、いつまでに藻場を

少なくともここまで戻さなければならないというものがない中で進めていっても、いつまでもたってもそれは解決しないのではないかと思うのです。例えば、今海中から取り上げて、駆除をすとしても、量は限られていると思います。もっと技術的なものを考えて、例えば海域をしっかりと区割りして、今年はこちら、来年はここというような形で集中的な取り組みをしていったほうが早いのではないかと思うのですが、そういう考え方は計画されているのでしょうか。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 磯焼け対策を講じるような海域の区分については、各漁協の考え方がまず第一と考えています。各漁協では、地域、地域に、磯焼け対策をしっかりとやる場所、それからいわゆる禁漁区といって資源を保護するエリアなど、いろいろな海域区分を漁協の考え方でやっております。その中で漁協がここは特に大事だということを中心に、県のほうは先ほどの事業を使いまして支援するような体制をとっておりますので、まずそういう取り組みを進めていくことで、それぞれの地域での漁場の再生に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○佐々木茂光委員 それは、当然地元の意見というか、考え方というのはそこに入ってくると思うのですが、県としての考え方というのをしっかりと伝えていかなければならないのではないかと思うのです。確かに地先の人たちが最後まで見ています。ただそういうところを解決していく、そこを乗り越えていくためには、こういう方法でしっかりと決めていかなければだめだというようなものを出していかなければならないのではないかと思うのです。

だから、その辺についての地元の漁業者の協力をもらうという体制はもちろんそうなのですが、将来的なことを考えたときにしっかりとした対策を講じて、早く藻場を戻したほうが将来的にはいいものがとれるようになるのではないかと思うのです。

確かに今水揚げをしたとしても、当然エサがないから身が入らないウニが周辺でとれています。アワビについてもそのとおり、殻は大きくなっても痩せアワビというようなことで、品物にもならないでしまいます。時間の経過とともにひどくなっていくわけです。だから、先んじて、目標をここに置いて進めていくという形に切りかえたほうが私はよいと思うのですが、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○阿部漁港担当技監 藻場は近年減少しております。それは十分把握しておりまして、県におきましては藻場を含めた漁場の保全、創造に向けた行動計画を示す藻場ビジョンというものを今年度中に策定する予定としております。このビジョンですが、国が策定した藻場・干潟ビジョンに基づきまして、本年3月から漁業関係者への調査、それから既存文献による藻場の分布状況の資料収集、こういったものを現在行っているところです。

今月から実際潜って現地での調査を実施する予定としております。その後、調査が終わりましたら、有識者を交えた委員会を設置しまして、藻場が回復しない原因解明を詳細に行い、対応策を講じまして、藻場の復元に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○佐々木茂光委員 最後にします。実は、数日前に宮城県の石巻市で、藻場の再生に向け

た全県的な取り組みをするという新聞記事を見たのです。この5年で藻場の5割が減ってしまったということから、最終的な目標に向かって取り組みをこれからしますというようなことが新聞に書かれていました。早く藻場を取り戻すように、しっかりやっていただきたいと思います。

○**田村勝則委員** まとめて質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応で職員の皆さんも本当に大変なわけですが、それぞれの分野で精いっぱい取り組んでいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

まず一つ目、多面的機能支払交付金についてであります。これはそれまでの農地・水保全管理支払交付金が組みかえ、拡充されたものであると承知しております。農業・農村が国土保全、水源涵養、景観形成等の多面的機能を有していることから、国民全体がその利益を享受しているとの認識のもとに、農村地域の高齢化、あるいは人口減少、担い手不足等による課題に直面している現状を踏まえて、多面的機能の発揮のための地域活動等への支援を行うということで事業が行われており、地域の方々にとってもその成果が非常に期待されるわけですが、活動組織に対する前年度と今年度の多面的機能支払交付金の支払い状況はどのようになっているか、お伺いをいたします。

二つ目、水産業についてですが、水産振興は本当に大きな本県の課題です。そういう中で、イワシの試験操業に取り組んでおられるということですが、その成果についてはどのような状況にあるかお伺いをいたします。

いわての森林づくり県民税も今御説明をいただいたわけですが、先般の新聞記事に外国資本による森林買収が報じられておりました。主に北海道だったと記憶しておりますが、本県の状況はどうなっているか、お伺いをいたします。

最後に、岩手競馬についてお伺いをいたします。当会派でもいろいろと議論をしました。その中で私がお聞きしたいのは4点あります。一つは通常開催に向けた見通しについて、一般質問での答弁がありましたが、改めてその日程についてお伺いをいたします。

感染がない中で、本場への入場を行ってもいいのではないかとということも多くの方々から要望として出ているようですが、その点についての考えも改めてお伺いをいたします。

三つ目、経営戦略に基づいた的確な情報を開示すべきと思いますが、先般3.6億円赤字というような記事も出ておりましたけれども、情報開示のあり方についてもお伺いをいたします。

四つ目ですが、ボルデノン、さまざまな対策をしていただいで、現在平穏な状況にありますけれども、その後の取り組み状況についてもお知らせをいただければと思います。

○**千葉農村建設課総括課長** 多面的機能支払交付金の昨年度の支払い状況についてですが、県内に1,000を超える活動組織があります。それらの組織では、活動するに当たり、5カ年の活動計画期間についての計画を定めることとなっておりますが、おとし、その5カ年計画を経過する組織が全県域で7割にあたる700を超える組織がありまして、昨年

度の活動に向けて、その計画の再認定という行為が必要となってまいりました。昨年度、市町村でいろいろと審査をいただきましたが、700 を超える組織ということで各市町村でも時間がかかりました。そういったことから、例年に比べて交付時期が遅くなりまして、11 月までおくれたということです。今年度の今後の支払いについてですが、昨年はその7割の組織が再認定を受けましたので、それらの組織について、計画内容に基づきまして早々に交付をするべきという考えのもとに、ことしは6月25日に県から交付内示を行いました。おおむねの組織については、順次市町村から早々に交付されている状況です。

○**工藤漁業調整課長** イワシの試験操業についてですが、県では漁船漁業者の経営安定を図るため、近年資源量が増加しておりますマイワシを対象とした小型漁船の試験操業を昨年から実施しているところです。

本県では、これまでイワシを対象とした小型漁船漁業は行ってないため、知事の特別採捕許可により試験操業を実施しております。試験期間は、令和元年11月から本年6月末までとなっております。主に5トンから20トンクラスのイカ釣り漁船やサンマ漁船など、計46隻に許可をしているところです。

試験操業の結果ですが、期間中に延べ312隻が操業しておりまして、合計の数量は4,889トン、金額で約3億2,000万円、1隻1回当たりの水揚げ金額は103万円と漁業者も手応えを感じているところです。2年目となります今年、試験操業に参加しました漁業者の方の御意見を参考にしまして、効率的な操業方法や収益性等について検討することとしております。

○**工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長** 外国資本による森林買収についてですが、新聞報道のありました森林買収面積は、林野庁が都道府県を通じて毎年度行っております調査結果であります。本県におきましては、この調査が始まりました平成18年から令和元年度まで、海外に住所地のある外国人またはその外国人による森林の買収の事例は確認されていない状況になっております。

森林の売買につきましては、森林法に基づく森林の土地の所有者届出制度というものがあり、これを市町村に届けることになっておりまして、引き続き市町村と連携しながら情報収集に努めてまいります。

○**竹澤競馬改革推進監** 新型コロナウイルス感染症の感染が本県でない中で、競馬場本場への入場を行ってもいいのではないかと、その時期はいつごろを見込んでいるのかという御質問ですけれども、岩手競馬のファンですとか、競馬組合の収支改善のことを考えれば、早期に競馬場にお客様を入れた通常開催に戻すことが望ましいとは考えておりますけれども、一方で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底もそれはそれで非常に重要なことだと考えております。

それで、一般質問の中の答弁でも農林水産部長のほうから、競馬場での発売の再開に当たっては、地方競馬全国協会から今後示されるガイドラインに沿った対策を講じる必要があることから、競馬組合ではその早期策定を要望し、ガイドラインが示された後にできる

だけ早い時期に再開できるよう、場外発売所での発売の取り組みも参考にしながら準備を進めている、そのように答弁をさせていただいたと思うのですが、きのう競馬組合のほうから入ってきた報告によりますと、地方競馬全国協会が示すガイドラインが近々示される見込みだということでしたので、競馬組合の取り組みもさらに進んでいくのではないかと考えております。

続きまして、情報開示のあり方ですが、これにつきましては5月20日に開催されました競馬組合の運営協議会で収支見通しを示したものです。これは無観客競馬が9月末まで続いた場合、何も対策を講じなければ3.6億円の収支赤字が見込まれるために、このような場合であっても早めに対策を講じることで年間を通した収支均衡は達成可能であると、そのことを示すための資料です。

ただ、翌日の報道等を見ますと、どうしてもこの3.6億円赤字という見出しが躍ってしましまして、競馬組合のほうでさまざまな場面を想定して、県民の皆さんにわかりやすく丁寧な説明をしていく必要があると考えております。

続きまして、禁止薬物陽性馬の関係ですけれども、平成30年7月に1頭目の禁止薬物陽性馬が発生して以降、厩舎関係者の方々による厩舎の見回りですとか、業務エリアの入場規制の厳格化、あと全頭検査の実施、監視カメラの増設、警備員による24時間監視などのさまざまな取り組みを行っております。さらに、昨年11月の5頭目の発生以降は、監視カメラの死角をなくすためのカメラのさらなる増設であるとか、春競馬前の全頭検査の実施、さらに厩舎の馬房に敷く敷料を馬が口にしないように稲わらからウッドチップにかえる、そういった取り組みもしております。これらの取り組みは、それぞれ点検しながら、今後禁止薬物陽性馬が発生しないように関係者が一丸となって取り組んでいるところとの報告を受けておりました。

また、原因究明につきましては、県警察本部において捜査が継続していると競馬組合から報告を受けております。

○田村勝則委員 多面的機能支払交付金についてですが、新制度への移行に当たっては、事務の簡素化や交付金の弾力的な活用などの措置が図られて、現在活動組織が真に活動しやすいような状況をつくっていただいていると思いますが、なお一層交付金、やはり意欲をさらに促進するためには早い対応が大事だと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

水産振興についてであります。本当に厳しい水産漁業です。そういう中で、イワシの試験操業の今の実績を見ますと、漁業者にとっては非常に大きな光明ではなかろうかと思えます。そういう意味で、さらに一つ、現場の声もしっかりと受けとめていただきながら、前に進めていただくようお願いをいたします。

岩手競馬についてであります。岩手モデルというものがあってもいいのではないかと思います。いろいろなガイドラインを一つの参考にしなければいけないわけですが、そういうことも含めて積極的な対応をしていただければと思います。

○白澤勉委員 それでは、私からは先ほど御説明いただきました令和3年度以降のいわての森林づくり県民税素案についてお伺いいたします。

私はこれまでもいろいろ取り上げさせていただいておりましたが、今までの議会でのさまざまな議論について活用方策に大分組み込まれていると評価いたします。

ただ、いわての森林づくり県民税の最大の課題は、毎年繰り越されてきたいわての森林づくり県民税の累積残高が22億5,000万円となっていることです。この理由から、まず課題をしっかりと探って、今後に生かす実践を積み重ねていかなければいけないと思っておりますし、今回のこの改正がそういった部分を反映したのになっているとは評価したいと思うし、期待しているところです。

それで、お伺いしますが、このいわての森林づくり県民税は、まさに今の達増県政とともに歩んできたと思います。この原因、課題をどう捉えて、次の第4期の施策を推進するお考えか、お伺いします。

○高橋林業振興課総括課長 令和3年度以降のいわての森林づくり県民税の施策の推進についてですが、まず県税収入と基金残高の課題につきましての質問です。

いわての森林づくり県民税の基金残高が増加してまいりました原因につきましては、その事業の大部分を占める県民の森整備事業で行う混交林誘導伐、こちらの補助事業が平成23年の東日本大震災津波からの復興工事に伴う支障木伐採でありますとか、近年の国産材需要の拡大に伴い主伐が増加したことに加えまして、県民税事業の施工対象地の奥地化等により混交林誘導伐の事業対象森林の確保が計画どおりに進まないことを背景に、事業費が税収を下回る状態が続いたことによるものと捉えております。このため、事業対象森林の確保が課題と考えております。

この課題の解消に向けまして、これまでテレビCMや新聞広告等によりまして森林所有者向けにいわての森林づくり県民税の制度を周知してまいりましたほか、林業事業体に対しましては事業候補地の把握に活用できる地図情報の提供などに取り組んできております。本年度、先ほども申し上げましたとおり、県内の森林組合を個別に訪問して事業実施を働きかけるなど、対象地の確保に努めているところです。

これらに加えまして、令和3年度以降のいわての森林づくり県民税の素案におきまして、今後県民の皆様を初め県議会の御意見を伺いながら成案としてまいります。この中で奥地化した事業対象地の整備が進むよう、新たに公益上重要な森林の整備や管理のための作業道整備、こちらを事業対象として拡充しておりますので、こういったことに基金を活用しまして環境の森整備事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 人材不足の話なども聞いております。ただ、復興のピークはもう過ぎておりまして、徐々にその事業費も落ちて、減少傾向に入ってきております。そういった中で、私は三つぐらいポイントがあるのではないかと考えております。

まず、なぜここまで基金残高が膨らんできたのかということです。確かに復興もありましたが、一方で事業を進めていく上での条件的な部分の緩和というか、現場の声を聞いた

柔軟な対応を、もう少し進めてこられなかったのかと思います。

それから、担い手、人材育成の視点、作業員の確保、県民、あるいはその山の所有者に対する周知不足、先ほども佐藤委員が御指摘されましたが、私もその件についてお伺いしたいと思います。「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向についての47ページに、第3期終了後の県民税の基本的方向の提言が取りまとめられています。それで、2の具体の施策（使途）の①、公益上重要な人工林の誘導の部分のなお書きで、県民懇談会で意見のあった施工地面積や協定期間等の事業要件について見直しを検討する必要があると書かれています。ちょっとここら辺の具体的な見直しの内容であったり、そういった数値など具体的にどのように反映されているのか、お伺いしたいと思います。

もうちょっと具体的に言えば、事業実施後の20年間の皆伐禁止といった条件なども現場の方々からは要件を緩和してほしいという話もありますので、お伺いしたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 県民懇談会で意見がありました施工地面積、協定期間等の事業要件につきまして、県民懇談会は、昨年県内4カ所で計4回やらせていただきまして、その中では所有者の皆様から事業実施してよかったという御意見があったほか、施工地面積がある程度固まった、面積を固めた、集約したような形で事業申請をしていただいているので、もっと小さいところから採択してもらえないかというようなお話もありましたし、協定期間につきましては、白澤委員からお話がありましたとおり、混交林誘導伐ということで、混交林が成林となるまで一定の期間が必要だろうということで、現在、20年間の期間は皆伐をしないで、環境林としての効果が出るまで行っていただくこととしておりますが、こちらにつきまして高齢の方が多いということもあって、緩和ができないものかというような御意見をいただいたところです。

これにつきましては、素案の中ではまだ具体的な期間でありますとか、採択面積といったところの細かなところまでは検討しかねているところです。今後も県民の皆様との意見交換会や説明会、県民アンケートも実施していきますので、御希望や御意見を伺いながら、施策に反映してまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 これから具体的に事業が動いていくと思います。知事も現場主義という答弁を常日ごろされております。ぜひいろいろな地元、現場の声を酌み取りながら制度設計していただきたいと思います。

先ほどテレビCMなどで所有者に周知をしているというお話でした。26ページにアンケート調査の結果が出ております。それで、いわての森林づくり県民税の名称を知っているとした者の合計が40%と書かれています。私は、この捉え方が少し意図的というか、逆に言うと、いわての森林づくり県民税の名称は知っているというのはそうかもしれませんが、名称は知っているけれども、税額や使い道は知らないという回答が76%、4分の3あります。これは、私は厳しめに言います。4人に3人です。この税は15年前からあります。ここ二、三年でできた事業、税金ではないのです。とても重要なポイントだと思います。4人に3人が、この名前は聞いたことがあるという人が仮に4割だとしても、幾ら徴収され

ているのかも知らない、何に使われているのかも知らない。これは問題ではないですか。お伺いします。

○高橋林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税は、毎年、個人の方から1,000円、企業の方からは2,000円から2万円（後刻「8万円」と訂正）までということですので、こういった事業の税金をいただいて事業を実施して、それが効果として出ていることを県民の皆様方に周知していくことは非常に重要なことと考えております。

ただいま白澤委員から御指摘ありましたとおり、名称を知っている40%の方について、税額でありますとか、事業の内容がわからない方々が70%を超えるといった点につきましては、こちらのほうでも真摯に捉えさせていただきます。今後、事業内容や税額、その効果につきまして、例えば全国植樹祭のようなところで県民の皆様への森林に関する関心が非常に高まる時期がこれから来ると考えております。このような関連の事業も含めまして、さまざまな機会を捉えて周知を図っていきたくと考えております。

○白澤勉委員 私は、本当にこの税は、すごく大事だと思っています。そういった視点で、この事業が進まない大きな理由に人手不足があります。このアンケート調査は、たしか選挙人名簿から無作為で抽出した2,000人を対象としております。ただ回答率も4割、5割を切っているぐらいの回答で、これで十分な評価ができるかはさまざま議論がありますけれども、ただ何を言いたいかというと、実際にこのプレーヤーになるべき人たちが、このいわての森林づくり県民税をどこまで知っているのかということ、実は、なかなかわからない方々が多いというお話も聞いています。実際、私が住んでいる広域の地域も含めて聞くと、この事業の税制とか名称はわかるけれども、何に使っているのか具体的に知っている方は1割あるかないかという、驚くべきお話も聞いているのです。

それで、取りまとめたすばらしい4期目のいわての森林づくり県民税については、今後座談会や懇談会、テレビCMというのは、それはそれで一般に向けてはいいですが、県民懇談会や山の持ち主も含めた現場の方々との足を組んだ座談会をもっとやってほしいのです。4カ所、66名には、市町村の職員とかも入ったりしているのではないかと思いますので、いずれそういったことでぜひ進めていただきたい。

それから、人材育成といった部分についても、特に間伐を担う作業員の確保といった部分、なかなか育っていないと伺っております。チェーンソーだとか、刈り払い機の基本技術を習得しても、実際にその現場に入って作業をしていくにはやはり二、三年かかります。危険な作業です。そのような環境の中で、いわゆる3Kという、きつい部分もありますし、日当も低いということでは、なかなか人材確保は難しいと思います。そういった部分で、ぜひ今後こちら辺の改善も含めて人材の確保、育成につなげてほしいと思うのですが、御所見をお伺いいたします。

○橋本林務担当技監 ただいま御質問のありました人材の育成のために、やはり労務単価の問題を解決すべきではないかという質問かと思っております。現在、岩手県林業労働対策基金というのがありまして、この中で賃金単価等の関係については、幾らかでも上げる方向で

取り組んでいるところです。例えば最近では岩手県林業労働対策基金のホームページに応募する事業体の賃金体系について、給与制なのかどうかや、具体的な金額も入れて公表することによって、林業事業体全体の労務単価の透明化が進んでおります。いずれにしても、このような取り組みを進めまして、担い手確保の対策についてはしっかりと対応していきたいと考えております。

○白澤勉委員 担い手対策、あるいはコーディネートの人材を育成していくということで、非常に私は評価いたします。

それで、針広混交林への誘導で、13年間で人工林の5割の強度間伐を実施されたということでした。その後の針広混交林をやった現場をごらんになっておりますか。その現場の検証、どのように県として検証されているのか、お伺いいたします。

○高橋林業振興課総括課長 過去に針広混交林誘導伐を実施した箇所の確認方法ですが、これにつきましては各広域振興局で実施した箇所のモニタリング調査を実施しております。写真等を毎年度集めております。これをいわての森林づくり県民税の事業評価委員会の中に、大学で森林学、林業学を研究していらっしゃる先生方がおまして、その先生方を交えまして、針広混交林が進んでいるのかどうかという検証をしております。この中では、一定程度の成果が認められるという御意見をいただいております。先ほど20年間の皆伐制限というお話をさせていただきましたが、事業開始後13年でして、そういった林内に広葉樹が見られて、機能が上がってきていることは評価できるが、まだ最終的な形に至っているというところではないということです。今後ともモニタリングなり、実施状況というのを確認していくということで考えております。

○白澤勉委員 一定程度の評価というお話がありました。裏返すとそういったある部分については、広葉樹もなかなか生えづらい環境がまだまだあるという意味で、9年目、10年目を迎えた現場の山に入ってみますと、求めるイメージの山の姿にたどり着くには厳しいという現場も、全部とは言いませんが、あります。いろいろな機会を捉えて現地の検証も、総括課長なり、農林水産部長、技監は、現場を見ていただきながら、次の第4期の具体的な施策に結びつけていただきたいと思います。

○高田一郎委員 畜産関係について、前回は質問したのですが、改めて質問したいと思います。

6月の支払いの牛マルキン制度が、報道によりますと18万7,174円交付になると公表されております。これは9割補填、つまり全額補填になる数字なのかどうかということ。

そして、肥育農家、子牛についても、私もこの間いろんなところを回ったのですが、どこに行っても60万円を切っている状況で、50万円台ということです。しかし、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業が発動にならない現状です。こういう状況の中で、6月分については、これは発動されるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 牛マルキン制度の4月販売分の交付状況でありますけれども、先ほど高田委員御指摘のとおり、報道等によりまして1頭当たり18万7,174円となっております。

ります。こちらの額ですけれども、牛マルキン制度は標準的販売価格と標準的生産費の差で、今回6月12日に独立行政法人畜産業振興機構から公表されたデータによりますと、令和2年4月販売分ですけれども、標準的販売価格は91万5,321円で、標準的生産費が119万7,060円と差額のおおむね9割となっており、これが交付金単価になります。これから算出する概算額は、24万9,565円となっております。こちらのほう、なぜ額が違うのかということですが、本来であれば交付金、生産者が積み立てた積立金から4分の1、国から4分の3支払われるところなのですけれども、生産者の積立金はもう足りなくなる、不足するというので、今回につきましては国の4分の3の額、すなわち18万7,174円が交付されるということになりました。

○米谷畜産課総括課長 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業の関係について説明します。5月分の発動状況ですが、発動基準価格は60万円ですが、それに対して全国の平均価格が61万4,000円ということで、5月分については発動にならないと聞いております。

○高田一郎委員 わかりました。畜産農家も肥育農家も大変だという状況だと思います。やはり肥育農家の一番の頼りになっているのが牛マルキンですけれども、長谷川振興・衛生課長からお話があったように24万9,565円が差額分、実際は9割ですから、恐らく生産費と販売額の差というのは27万7,000円程度だと私も試算しました。ですから実際受け取るのは18万7,000円程度ですから、1頭当たり9万円から10万円が赤字になっている状況です。

一方、繁殖農家についても50万円前半の状況でも、6月については発動できなかったということです。私は、この間いろいろなところを訪問して、繁殖農家の皆さんからは、いい種牛を導入して、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の年に少しでも多く高い値で出荷したいということで、80万円から90万円の種牛を導入して頑張ってきたと伺っています。全体として下がると思ったけれども、こんなに下がるとは予想もしていなかった。餌代や畜舎の維持費、税金、このままでは本当にやっていけないという話をどこの農家からも伺っています。

そこで、一般質問でも佐藤農林水産部長から、これらに対して牛マルキンの活用や、あるいは素牛導入への支援、経営分析支援、そういうことで支援していきたいという話をされましたが、これだけで大丈夫なのかと思います。6月も大変な状況が続いているわけですが、新型コロナウイルス感染症はかつて経験したことがないわけですから、従来の制度ではとても畜産農家は継続してやっていけないと思うのですが、部長の認識についてお伺いしたいと思います。

もう一つは、牛マルキン制度について、私は国会中継を見ていましたら、農林水産大臣が、このブロック算定についてはさまざまな現場で意見があるけれども、私としては正しい選択だったと述べておりました。これについて、県としてはこの答弁をどのように受けとめているのか。ブロック算定については、生産費について実態に合っていないという話をされましたけれども、私はそれだけではなくて、牛マルキン制度そのものの制度設計全

体を見直していくべきだと思います。

これまでも、前回藤代農政担当技監から国に対してさまざま要望しているという話がありましたが、6月の国に対する要望の中には入っていなかったのではないかと思います。けれども、具体的にどういう形で要望されているのか。この二つについてお伺いします。

○佐藤農林水産部長 牛肉関係のお話ですが、一般質問でも答弁をさせていただきました。確かに新型コロナウイルス感染症というかつて経験したことのない状況におきまして、国も牛マルキン制度のほかにもさまざまな制度の支援策を用意しておりますし、県でも県単独でいろいろなものを用意しております。

私もいろいろ今回の状況を見まして、畜産担当に牛の関係の支援制度が一体どれくらい、どんなものがあるのか、一覧表に出してくれという話をしましたら、非常にいろいろな制度で、いろいろな項目で用意されているというのはそのとおりだと思っております。なかなか制度周知という意味で、今回特に新型コロナウイルス感染症でいろいろな関係が追加になっていますけれども、なかなかわかりにくいところがあるのではないかと思います。一覧で整理をして、畜産農家等にきちっとそれが伝わるような周知のほうは考えましょうというお話をさせていただきました。

あとは、市町村でも、やはりこういう状況を踏まえて、国の施策、県の支援、それにさらに足りないところがあれば、市町村として支援するところもありますし、JA等でも支援をしている状況です。

いずれ、高田委員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症は今まで想定もしていないところですので、これからも状況を踏まえて、必要な対策があれば、どのような対策を打っていかねばならないかということについて、常々検討し研究をしまいたいと思っております。

生産の関係だけに今のところ注目が集まっているのですが、いずれ消費が戻らないことが一番の原因というところもあります。これも前回もお話をさせていただいたと思うのですが、もともとインバウンド、外国人、東京都、首都圏というところをターゲットにして、牛肉等を生産して、生産者とすればなるべく高い値段で売りたいということでやってきたと思うのですが、インバウンド向けの消費が伸びないということであれば、それは別なところで消費をして、少しでも生産者の支援になるようなことを考えていかねばならないと思っております。

これも一般質問で答弁させていただきましたけれども、牛肉の学校給食への提供、きのう、盛岡市の北厨川小学校で提供させていただいたことがニュースで出ましたけれども、県内の全小中学校、市町村を通して提供をさせていただきたいと思っておりますし、学校給食だけに頼るということではなくて、県でもさまざま消費喚起の施策をお願いして、実施をすることにしておりますので、ぜひ県民の皆さんにもたくさん牛肉を消費していただきたいと思っております。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 今回の牛関係で国へどのような要望をしているの

かということについてですが、3月以降、牛肉の需要を見ますと、6割ちょっとが外食、家庭内消費が4割弱という消費構造になっています。今回の新型コロナウイルス感染症で外食需要が大きく減ったということで、牛肉の価格が下がるという状況になっていましたので、4月の緊急事態宣言が底値というような形で、牛肉のほうは少し回復し、価格が上がってきたと見ています。こういった中で肥育農家、あるいは繁殖農家の資金繰りが大変になることが予見されましたので、前にも答弁させていただきましたが、まずは牛マルキンについて、5月ですけれども、ブロック算定については行わないこと、あるいはブロック算定する際に販売価格はブロックで算定されますけれども、生産費のほうはそれぞれの県でという状況になっているので、公平性を期する観点から生産費もブロックで算定してほしいということを政府予算要望にあわせて国に要望しました。今回の牛マルキンについては、やはり生産者の積立金が猶予されていますので、国は、もしその積立金が不足する場合には4分の3の額、国の額だけを交付すると言ってきましたので、それでは肥育農家の資金繰りが非常に困るということで、生産者積立金が不足した場合には、4分の1についても国が補填してくれないかというようなことを、6月12日に国に対して要望しているところです。

○高田一郎委員 先ほど言ったように牛マルキンについての政府の対応は正しい選択だったという認識でありますので、関係団体とともに制度の見直しを図るように本当に強く求めていってほしいと思います。

畜産対策については、さまざまな制度があるわけですが、まだまだ周知されていないという話でありました。必要な対策があれば打っていききたいというお話でしたけれども、これも前回と同じような答弁でありますので、必要だから私も質問したのであって、さらなる支援を検討していただきたいと思います。

それで、肥育農家を回っていますと、生産基盤拡大加速化事業——いわゆる増頭奨励金ですが——これは意外と手を挙げている人が多いと感じました。これは新型コロナウイルス感染症対策ではなくて、令和元年度の第二次補正予算で増頭を奨励するというので、繁殖牛の場合は1頭24万6,000円を支援するという国の支援になっております。現在のどの程度、県内で要望があるのか、把握されていますか。

○米谷畜産課総括課長 生産基盤拡大加速化事業の要望の関係です。これにつきましては、先ほど高田委員のお話にありましたように、令和元年度の補正予算なのですけれども、繁殖牛の増頭ということで、現在県の取りまとめ団体であります一般社団法人岩手県畜産協会が肉牛の関係を取りまとめております。4月上旬から5月中旬にかけて、まず県内のクラスター協議会や、農業協同組合など22の取り組み主体に対する要望調査をしたところ、490戸から約1,600頭ほどの要望があったと聞いております。

○高田一郎委員 繁殖農家も非常に厳しい状況の中で、県内で繁殖牛だけで1,600頭、乳用牛もあると思うのです。厳しい中で、これだけ増頭して頑張ろうという状況だと思います。こういったところをやっぱり支援していくべきだと思うのです。

それで、1頭当たり24万6,000円ですから、岩手県だけで1,600頭ということですよ。全国の予算規模というのは54億円程度です。これでは全然足りないのではないかと思うのです。1,600頭希望どおりにいくような国の予算規模ではないのではないかという心配をしているのです。十分に奨励金が交付になるのかという財政的な問題と、事業には成果目標というのがあるのです。これを導入した場合に、子牛の販売金額の10%増とか、農家所得が10%増というのも成果目標としてあります。今このコロナ禍の中で大変厳しい条件ではないかと思いますが、これが達成しない場合はどうになってしまうのか。財政規模の問題と成果目標について、ちょっと不安なところがありますけれども、十分支援をされるのかどうか、この点についてお伺いします。

○米谷畜産課総括課長 要望の関係ですが、確かに全国的に要望はかなりあると聞いているところ。もう少し早めに各県に配分されるのではないかと考えていたところなのですが、その調整に時間がかかっているということも国のほうから聞いておりますので、その辺のところについてはまだはっきり申せないところです。ただ、やはり全国的に要望はかなりあると伺っております。

次に、成果目標についてですが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、販売額や単価が下がっていることで、10%云々ということもありますが、そこにつきましては状況を鑑みながらということであれば、緩和されるのかどうかということも考えられますし、ただ我々とすれば県の指導機関等、あるいは団体を通じて、意欲のある方たちに対して支援をしていきたいと考えています。

○高田一郎委員 この奨励金については、全然国の予算では足りないと思うのです。だから、増頭して頑張ろうという意欲を持った畜産農家をぜひ支援していただけるように、この点についてもしっかりと政府に要請し、予算確保も含めて対応していただきたいと思えます。

次に、持続化給付金、経営継続補助金についてお伺いいたします。この二つの事業については、農林水産部ではどのような取り組み状況になっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

持続化給付金については少なくない農家が対象になるのではないかと、経営補助金については全経営体の99%が対象になると、これは6月17日の農林水産大臣の大臣答弁です。私はこの間、ハードルが高くて、なかなか大変なのかなというような思いはあったのですが、少なくない農家、多くの農家が対象になるというふうにも国も答弁しておりますけれども、この点について何か県としての考えがあればお伺いしたいと思います。

○中村農業振興課総括課長 まず、持続化給付金にかかる県の取り組み状況ということですが、5月1日から申請受付がスタートしたということで、現在、県内の各JA等でそれぞれ説明会でありましてか相談対応を行っておりますし、県も相談窓口を設置しながら適宜相談対応をしている状況です。

同じく経営継続補助金、これにつきましても6月29日から申請の受け付けが開始となっ

ております。これは伴走支援といいますか、関係団体等の事業申請から具体的実施までの支援が必要だということですので、現在 J A、あるいは県法人協会、そして農業改良普及センターが窓口となっております相談窓口等でいろいろと相談の受け付け、対応をしている状況です。

持続化給付金の支援の対象ですが、今年に入って前年同月費 50%以下になっている事業者ということですので、いろいろと申請状況等を確認しましたところ、多くの方からの問い合わせがありました。実際どの程度申請されているかというのは把握できておりませんが、現地機関からの情報によれば今のところ多くの申請は受けていない状況です。経営継続補助金につきましてはさまざまな新型コロナウイルス感染症対策経費等に係る支援ということで、現に各方面からいろいろな問い合わせが来ている状況です。

○吉田敬子委員長 高田一郎委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○高田一郎委員 では、終わります。

○高橋林業振興課総括課長 先ほど白澤委員の御質問に、いわての森林づくり県民税の税額につきまして 2,000 円から 2 万円というふうに企業の税額につきまして御答弁させていただきましたが、誤りがありましたので、2,000 円から 8 万円ということで訂正をさせていただきます。

あわせて、配付資料の A 3 の 2 枚目ですが、第 1 期というところに 8,000 円から 2 万円と錯誤がありまして、こちらのほうも、大変恐縮ですが、2,000 円から 8 万円と訂正をさせていただきます。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、8 月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、スマート林業の取組についてといたしたいと思います。

また、次々回、9 月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、畜産分野における ICT の活用状況についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の

継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。  
お疲れさまでした。